

届出区分 新規・変更・解除

※ご記入の前に裏面を必ずお読みください。

我孫子市長あて

## 納税通知書等送付先・住所・氏名変更届出書

《届出者》

住所 \_\_\_\_\_

対象者との関係

氏名 \_\_\_\_\_ 印 ( )

(自宅)

(携帯)

電話 \_\_\_\_\_

住民登録地での受取りが困難なため、次の送付先に関係書類の送付をしてください。なお、この届出に関する事項は関係者へは説明済みであり、この届出に関して生じた問題に対する責任は届出者である私が負うことに同意します。

対象者	住所	□届出者と同じ 〒 _____		
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号	□届出者と同じ
	氏名	□届出者と同じ		
①送付先変更	住所	□届出者と同じ 〒 _____		
	転送先 (受取人)	氏名	□届出者と同じ	電話番号 □届出者と同じ
		関係	本人・親族(続柄)・成年後見人・その他( )	
	変更理由	1 一時的な居所の変更(理由) ( ) 2 病院・施設等への入院など(病院名・施設名) ( ) 3 本人管理困難(本人の状態) ( ) 4 送付先変更の解除 5 その他( )		
	変更期間	永年 ・ 令和 年 月 日まで		
	転送を希望 するもの	□固定資産税	□市県民税	□軽自動車税(種別割)
	□国民健康保険	□介護保険	□後期高齢者医療保険	

次のとおり住所変更しましたので届出ます。

次のとおり氏名変更しましたので届出ます。

②住所変更	新住所	③氏名変更	新姓(フリガナ)
	旧住所		旧姓(フリガナ)

必要書類：下記本人確認書類(届出者・対象者・受取人が異なる場合はそれぞれ必要。)

- 《いずれか1点》 官公署が発行する顔写真付の証明書  
運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(表面)、写真付き住基カード、在留カード、  
障害者手帳 などの写し
- 《上記がない場合、次のいずれか2点》  
健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳・年金証書 などの写し
- 《成年後見人等による届出時》 登記事項証明書(代理行為目録を含む)の写し及び成年後見人等の本人確認書類  
※成年後見人等による届出時は、対象者の本人確認書類は原則不要。

整理番号	処理日	入力	確認	受付方法	受付
				来庁・郵送	課 担当

## ご提出の際には次の事項をご確認ください。

この届出書は、①送付先変更（住民登録地以外の場所に納税通知書等の送付を希望される場合）②住所変更（市外に在住されている方が、転居をした場合）③氏名変更（市外に居住されている方が、婚姻等により氏名が変更になった場合）などに、変更内容を市役所にお知らせいただくものです。※我孫子市内からの住民票の異動を伴う転出の場合には、我孫子市で転出先が把握できますので届出は必要ありません。

- ・送付先の変更にあたっては、送付先（受取人）からの承諾を得てください。
- ・送付先変更を終了する場合（住民登録地へ送付する場合）は改めて届出書を提出してください。
- ・送付先をさらに変更する場合（送付先の方の転居も含む）は速やかに届け出てください。
- ・送付先変更を行い税金・保険料等が未納となった場合には、それに付随する書類（督促・催告書）が変更後の送付先へ送付されます。
- ・郵便物が送付先に届かない場合は、送付先変更を解除することがあります。

### 次の場合には別の様式をご請求ください。（税金に関する通知に限る）

#### ○対象者がお亡くなりになられた場合

お亡くなりになられた方分の通知書等（固定資産税・軽自動車税（種別割）・市県民税）を送付させていただくため「相続人代表者指定届出書」の提出をお願いします。※通知書の送付先を指定していただくための届出であり、固定資産などの相続の手続きは別途行う必要があります。

#### ○海外等に転出する場合

海外等へ転出する場合には、納税通知書の受取りなどの連絡窓口となってくださる、国内にいるどなたかを納税管理人とする「納税管理人指定届書」の提出をお願いします。

### 【問い合わせ】

我孫子市役所

代表電話 04-7185-1111

課 税 課	市民税担当（内線334・335）
	固定資産税担当（内線405・403）
	軽自動車税担当（内線338）
国保年金課	保険税担当（内線353・354）
	高齢者医療担当（内線414・415）
高齢者支援課	介護保険担当（内線313・430）